

## 第7号議案 名立まちづくり協議会役員選出について

名立まちづくり協議会の役員を下記のとおり選出する。

役員名	人数	氏名	
会長	1名	三浦 元二	
副会長	2名	池垣 美津子	竹内 隆
監事	2名	徳田 幸一	長崎 和世

任期は令和4年4月29日から令和6年3月31日までとする。

### 《名立まちづくり協議会規約》

#### (役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 地区住民組織の代表 4名
- (4) 部会長 4名
- (5) 監事 2名

2 本会が運営上必要とする場合には、運営委員会の推薦により顧問を置くことができる。顧問はいずれの会議においても出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権はもたない。

#### (役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序で、その職務を代行する。
- (3) 地区住民組織の代表は、本会と地区住民組織の連絡調整を行うとともに、地区住民組織と連携・協働して本会の事業を推進する。
- (4) 部会長は、部会を代表し担当する業務を総理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

#### (役員を選出)

第12条 会長、副会長及び監事は、運営委員会で会員の中から選出し、総会の承認を得なければならない。

2 北部地区振興会、下名立地区振興協議会、上名立地区振興協議会及び不動産を創る会は地区住民組織代表として各1名を選出する。

3 部会長は、部会において選出し、運営委員会の承認を得なければならない。

4 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員及び代議員の任期)

第14条 役員及び代議員（以下、「役員等」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条の規定により、代議員にあつては、第13条の規定により補充することができる。この場合において、補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等が辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。